

青梅市一般会計等財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産および無形固定資産の評価基準および評価方法

ア 有形固定資産 …取得原価
ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

(ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの …再調達原価
ただし、道路、河川および水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの …取得原価
取得原価が不明なもの …再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川および水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 無形固定資産 …取得原価
ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの …取得原価
取得原価が不明なもの …再調達原価

(2) 出資金の評価基準および評価方法

出資金額により評価しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除きます。） …定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 5 年～50 年
工作物 10 年～75 年
物 品 2 年～15 年

イ 無形固定資産（リース資産を除きます。） …定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

ウ 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引およびリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…リース契約開始の当月から月数に応じて行う方法

(4) 引当金の計上基準および算定方法

ア 徴収不能引当金

長期延滞債権および未収金について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、
徴収不能見込額を計上しています。

イ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ウ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらにかかる法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ア リース期間が 1 年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払預金）および現金同等物（「青梅市公金の管理運用に関する基準」において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金および現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

ウ 消費税および地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

退職手当引当金を計上する会計の変更について

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計および介護保険特別会計の貸借対照表に計上されていた退職手当引当金については、特別会計に属する職員が退職した場合の退職手当が一般会計から支出されていることを鑑み、一般会計に計上することとしました。その結果、一般会計における貸借対照表の退職手当引当金および行政コスト計算書の退職手当引当金繰入額が 338,825 千円増加しています。

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

- イ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ウ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- エ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	3.3%
将来負担比率	-
オ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額	
物件の購入等にかかるもの	10,478,133千円
その他	5,561,490千円
カ 繰越事業にかかる将来の支出予定額	
繰越明許費（一般会計）	1,522,925千円
事故繰越し（一般会計）	23,445千円

(2) 貸借対照表にかかる事項

- ア 売却可能資産の内訳および売却可能価額の算定方法は、次のとおりです。
- (ア) 内訳

資産区分	財産区分	面積	売却可能価額 (令和7年3月31時点)
事業用資産・土地	普通財産	2,707.36 m ²	133,587千円

(イ) 売却可能価額の算定方法

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法（鑑定評価額もしくは固定資産税評価額を基礎とする評価方法）によっています。
- イ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

16,533,353千円

- ウ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	29,210,023千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,995,848千円
将来負担額	56,292,706千円
充当可能基金額	17,383,102千円
特定財源見込額	9,554,864千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	34,887,132千円

エ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
20,980千円

(3) 純資産変動計算書にかかる事項

純資産における固定資産等形成分および余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書にかかる事項

ア 基礎的財政収支

業務活動収支	3,794,345千円
業務支出・支払利息支出	84,022千円
投資活動収支	△2,474,563千円
投資活動支出・基金積立金支出	2,666,137千円
投資活動収入・基金取崩収入	△1,833,528千円

基礎的財政収支 2,236,413千円

イ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資産除売却損の金額は行政コスト計算書の金額に、資金収支計算書の業務活動収支で処理された解体工事等の費用を加算しています。

資金収支計算書

業務活動収支	3,794,345千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,727,104千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△31,851千円
賞与等引当金の増加（減少）	△34,299千円
退職手当引当金の増加（減少）	△280,207千円
徴収不能引当金の増加（減少）	△834千円
減価償却費	△3,811,770千円
資産除売却損	△4,757千円
資産売却益	7,209千円

純資産変動計算書の本年度差額 1,364,940千円

ウ 一時借入金の状況

令和6年度は一時借入れを行っていません。なお、一時借入金の限度額は以下のとおりです。

3,000,000千円

エ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引にかかる資産および負債の額
359,720千円